２－２

発熊議第１５５号
令和５年３月１０日

各町村議会事務局長　様

熊本県町村議会議長会
事務局長　古　家　陽　介
（公印省略）

○○町（村）議会議員の請負の状況の公表に関する条例（例）及び
条例施行規程（例）について（通知）

平素より、本会の運営につきましては格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和４年１２月１０日に成立した地方自治法の一部を改正する法律（令和４年法律第１０１号）により、議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和がなされることとなりました（令和５年３月１日施行）。

同改正法の国会における附帯決議、また法律の公布に伴う総務大臣通知における助言を踏まえ、この度、全国町村議会議長会では、各議会における議員個人による請負の状況の透明性を確保するための取組例として、標記条例（例）及び施行規程（例）を、総務省と協議のうえ、作成いたしましたので、参考としてお示しいたします。

各議会におかれましては、その目的や趣旨、必要性等を十分ご検討いただきますようお願いいたします。

なお、制定するにあたり、必ずしも令和５年３月議会中の制定・施行が求められるものではなく、その制定時期は、各議会の実情に応じてご判断いただくこととなりますので、その点ご留意ください。

【送付資料】
① ○○町（村）議会議員の請負の状況の公表に関する条例（例）及び条例施行規程（例）について（全国町村議会議長会通知）
② ○○町（村）議会議員の請負の状況の公表に関する条例（例）
③ ○○町（村）議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程（例）
④ ○○町（村）議会議員の請負の状況の公表に関する条例（例）・施行規程（例）条文解説

【お問い合わせ】
熊本県町村議会議長会（担当　古家）
TEL　096-365-0400
E-mail　gichokai@trust.ocn.ne.jp

全町村議第４８号
令和５年３月２日

各都道府県町村議会議長会
事　務　局　長　殿

全国町村議会議長会
事務総長　　望　月　達　史
（公　印　省　略）

○○町（村）議会議員の請負の状況の公表に関する条例（例）及び条例施行規程（例）について（通知）

平素は本会の会務運営等につきまして格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和４年１２月１０日に成立した地方自治法の一部を改正する法律（令和４年法律第１０１号）により、議会の議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和がなされることとなりました（令和５年３月１日施行）。

同改正法の国会における審議過程においては、附帯決議がなされ、政府は「議員の職務執行の公正、適正を損なうこととならないよう、改正趣旨の徹底と併せ、各地方公共団体において議員個人による請負の状況の透明性を確保するための対応について、必要に応じて適切な助言を行う」こととされました。

さらに、令和４年１２月１６日付け総行行第３５１号による総務大臣通知において、「議会運営の公正、事務執行の適正が損なわれることがないよう、例えば、条例等の定めるところにより、地方公共団体に対し請負をする者である議員が、当該請負の対価として各会計年度に支払を受けた金銭の総額や請負の概要など一定の事項を議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表することとするなど、各地方公共団体において、議員個人による請負の状況の透明性を確保するための取組を併せて行うことが適当であること。」との助言がなされました。

こうしたことを踏まえ、本会では、各議会における議員個人による請負の状況の透明性を確保するための取組例として、○○町（村）議会議員の請負の状況の公表に関する条例（例）及び条例施行規程（例）を総務省と協議のうえ、作成しましたので、参考としてお示しします。

つきましては、条例（例）等の条文解説とともに送付しますので、貴管内町村議会にご周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、「議員の請負の状況の公表に関する条例」を制定するにあたっては、必ずしも令和５年３月議会中の制定・施行が求められるものではなく、その制定時期は、各議会の実情に応じてご判断いただきますよう、よろしくお願いいたします。

＜問い合わせ先＞
〒102-0082
東京都千代田区一番町 25 番地
全国町村議会議長会　議事調査部
TEL 03-3264-8183
FAX 03-3264-6204
E-mail：kikaku.giji@nactva.gr.jp

○○町（村）議会議員の請負の状況の公表に関する条例（例）

（目的）

第１条　この条例は、○○町（村）議会議員（以下「議員」という。）が○○町（村）に対し請負（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９２条の２に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

（報告）

第２条　議員は、毎年６月１日から同月３０日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあっては、再び議員となった日から起算して３０日を経過する日までの間）に、当該６月３０日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第１号エにおいて同じ。）における○○町（村）に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1)　請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア　請負の対象とする役務、物件等

イ　契約締結日

ウ　契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ　当該６月３０日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2)　前号エに掲げる総額の合計額

２　議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

（報告の一覧の作成及び公表）

第３条　議長は、前条第１項の規定による報告（前条第２項の規定による訂正があった場合にあっては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

（報告等の保存及び閲覧等）

第４条　第２条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して○年を経過する日まで保存しなければならない。

２　何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

（委任）

第５条　この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附　則

（施行期日）

この条例は、令和○年○月○日から施行し、令和○年４月１日に始まる会計年度における請負から適用する。

○○町（村）議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程（例）

（趣旨）

第１条　この規程は、○○町（村）議会議員の請負の状況の公表に関する条例（令和○年○○条例第○号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（報告）

第２条　条例第２条第１項の規定による報告は、請負状況等報告書（第１号様式）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより行わなければならない。

２　条例第２条第２項の規定による訂正は、訂正届（第２号様式）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより行わなければならない。

（報告の一覧の訂正）

第３条　議長は、条例第３条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことのできるように字体を残さなければならない。

（報告等の閲覧）

第４条　条例第４条第２項の規定による閲覧（以下この条及び第６条において「閲覧」という。）は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して○日を経過する日の翌日から、議長が指定する場所において、議長が指定する時間中にすることができる。

２　議長は、前項に規定する場所及び時間を公表しなければならない。

３　閲覧に係る報告及び訂正は、第１項に規定する場所以外に持ち出すことができない。

４　閲覧に係る報告及び訂正は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行

為をしてはならない。

5　議長は、第１項及び前２項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

（報告等の写しの交付等）

第５条　条例第４条第２項の規定による写しの交付の請求は、複写申込書（第３号様式）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより行わなければならない。この場合において、写しの作成に要する費用は、当該請求をした者の負担とする。

（期限等の特例）

第６条　条例第２条第１項の規定による報告をすべき期限が、○○町(村）の休日を定める条例（○○年○○町(村）条例第○号）第○条に規定する休日（次項において「休日」という。）に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

2　第４条第１項の規定により閲覧をすることができる最初の日（以下この項において「閲覧開始日」という。）が、休日に当たるときは、その日の翌日をもって閲覧開始日とみなす。

附　則

（施行期日）

この規程は、令和○年○月○日から施行し、令和○年４月１日に始まる会計年度における請負から適用する。

第１号様式（第２条第１項関係）

年　　月　　日

○○町（村）議会議長　殿

○○町（村）議会議員＿＿＿＿＿＿＿＿

請負状況等報告書

契約締結日	対象とする役務、物件等	契約金額（円）（単価契約である場合はその旨）	昨年度（会計年度）に支払を受けた額（円）

支払を受けた総額	円

（注）　契約金額及び支払を受けた額は消費税及び地方消費税込みの額を記入

第２号様式（第２条第２項関係）

年　　月　　日

○○町（村）議会議長　殿

○○町（村）議会議員＿＿＿＿＿＿＿＿

訂正届

○○町（村）議会議員の請負の状況の公表に関する条例第２条第２項の規定により、次のとおり訂正届を提出します。

１　訂正箇所

２　訂正の理由

第３号様式（第５条関係）

年　　月　　日

○○町（村）議会議長　殿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所又は居所

〒

TEL　　（　　）

複写申込書

○○町（村）議会議員の請負の状況の公表に関する条例第４条第２項の規定により、次のとおり写しの交付を請求します。

写しの交付を求める報告又は訂正	写しの交付を求める範囲

○○町（村）議会議員の請負の状況の公表に関する条例（例）条文解説

（目的）

第１条　この条例は、○○町（村）議会議員（以下「議員」という。）が○○町（村）に対し請負（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９２条の２に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

本条は、この条例の目的を定めるものである。

改正前の地方自治法第９２条の２の規定では、「普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通公共団体に対し請負をする者及びその支配人であることができない」旨が規定されており、議員個人と町（村）との請負が認められていなかったが、今回の法改正により、「各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が普通地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者を除く」が加えられ、政令で定める一定金額（３００万円）までは、議員個人による町（村）との請負が規制の対象から除かれることとなった。

改正法の国会における審議過程で付けられた附帯決議では、「請負禁止の規制緩和」にあたり「議員の職務執行の公正、適正」を損なうこととならないよう、改正趣旨の周知徹底と併せて、議員個人の請負状況の透明性を確保するための対応について、政府において必要に応じ適切な助言を行うようにすることが求められ、法改正について発せられた総務大臣通知（令和４年１２月１６日付け総行行第３５１号）では「議会運営の公正、事務執行の適正が損なわれることがないよう、例えば、条例等の定めるところにより、地方公共団体に対し請負をする者である議員が、当該請負の対価として各会計年度に支払を受けた金銭の総額や請負の概要など一定の事項を議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表することとするなど、各地方公共団体において、議員個人による請負の状況の透明性を確保するための取組を併せて行うことが適当であること。」との助言がなされている。

これらを踏まえ、本条例（例）は、町（村）議会議員と町（村）との間の地方自治法第９２条の２に規定する請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的としている。

なお、本条例（例）は、各議会の参考に資するため作成したものであり、それぞれの実情に合わせて条文を調整されたい。

条例を定めるに当たっては、新たな条例とすることのほか、すでに制定している条例(政治倫理条例、議会基本条例等)を改正して、本条例(例)の内容を規定することも考えられる。

また、本会としては、総務大臣通知も踏まえ、各議会が自主的に請負の状況の透明性向上を図り住民への説明責任を果たす観点から条例(例)としてお示しするが、各議会の判断により、条例以外の規程や要綱、申合せなどの形式によることも考えられる。

（報告）

第２条　議員は、毎年６月１日から同月３０日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあっては、再び議員となった日から起算して３０日を経過する日までの間）に、当該６月３０日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第１号エにおいて同じ。）における〇〇町（村）に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1)　請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア　請負の対象とする役務、物件等

イ　契約締結日

ウ　契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ　当該６月３０日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2)　前号エに掲げる総額の合計額

本条は、前会計年度中に町（村）と請負をした議員は、議長に対し、請負の状況を報告しなければならないことを定めるものである。なお、議員が個人事業主の支配人である場合は、その個人事業主と町（村）に対する請負の状況を報告しなければならない。

報告すべき議員は前会計年度中に町(村)と請負をした者又はその支配人である議員であって、すべての議員ではない。また、前会計年度において議員でない者や報告の時点で議員でない者は、報告の必要はない。

第１項は、前会計年度の出納閉鎖期間終了後である毎年６月１日から同月３０日までの間に議長に対して前会計年度において支払を受けた請負の状況を報告しなければならないことを規定している。括弧書きは、報告すべき期間内に議員の選挙があり、再度議員となった場合の報告期間である。

第１号は、請負ごとに報告しなければならない事項を規定している。

アの「請負の対象とする役務、物件等」は、どのような請負があったかの報告を求めるものである。

イの「契約締結日」は、契約を特定するために締結日の報告を求めるものである。なお、変更契約があった場合や複数年契約、長期継続契約も考えられるが、その場合も当初の契約締結日を報告することになる。

ウの「契約金額」は、契約金額が定められている契約に限り報告を求める。なお、単価契約の場合にはその旨を報告することになる(規程(例)第１号様式参照)。

エの「当該６月３０日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額」は、１つの契約でも複数回数の支払があることも想定されるため、請負ごとに、前会計年度において支払を受けた総額を報告することになる。

第２号は、前号エに掲げる総額の合計額を報告することを規定している。

２　議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

第２項は、議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときには、訂正内容の届出が必要であることを規定している。なお、訂正の期限については、定めていない。したがって、訂正が必要であるときには、前会計年度以前のものであっても訂正内容を届け出なければならない。

（報告の一覧の作成及び公表）

第３条　議長は、前条第１項の規定による報告（前条第２項の規定による訂正があった場合にあっては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

本条は、議長は、請負の状況の報告の一覧を作成するとともに、公表しなければならないことを定めるものである。なお、前条第２項の規定による訂正があった場合にあっては、当該訂正後の報告についても同様に一覧の作成及び公表をしなければならない。

公表については、広く住民が知り得る状態におくことを意味し、議会事務局の窓口に一覧を置いておくことや各町村のホームページ、議会広報への掲載なども考えられる。

（報告等の保存及び閲覧等）

第４条　第２条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して〇年を経過する日まで保存しなければならない。

本条は、報告及び訂正の保存及び閲覧等について定めるものである。

第１項は、第２条の規定による報告及び訂正の保存期間を報告すべき期限の翌日から起算して〇年を経過する日までと規定するものである。

「〇年を経過する日」は、各議会の文書管理規程等によるが、議員任期が４年であることを考慮のうえ、各議会の判断で整理されたい。

２　何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

第２項は、何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧及び写しの交付が請求できることを規定するものである。

（委任）

第５条　この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

本条は、条例の施行に関し必要な事項は、議長が定めることを定めるものである。

附　則

（施行期日）

この条例は、令和〇年〇月〇日から施行し、令和〇年４月１日に始まる会計年度における請負から適用する。

附則は、施行期日を定めるが、この条例がどの会計年度から適用されるかを明確にするため、令和〇年４月１日から始まる会計年度における請負から適用することを定めるものである。

「令和〇年４月１日に始まる会計年度における請負」については、例えば「令和５年４月１日に始まる会計年度における請負」が想定される。この場合、改正法の施行日である令和５年３月１日からの一か月分の請負の取扱いについては、条例制定の趣旨を考慮し、条例が適用されないものの条例の取扱いに準じて請負状況等の報告、公表を行う対応が考えられる。

また、条例の適用を「令和４年４月１日に始まる会計年度における請負」として条例に基づき請負状況等の報告、公表を行う対応も考えられる。

なお、「議員の請負の状況の公表に関する条例」の制定時期については、必ずしも令和５年３月議会中の制定・施行が求められるものではなく各議会の判断により対応願いたい。

○○町（村）議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程（例）条文解説

（趣旨）

第１条　この規程は、○○町（村）議会議員の請負の状況の公表に関する条例（令和○年○○条例第○号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

本条は、この規程の趣旨について定めるものである。

（報告）

第２条　条例第２条第１項の規定による報告は、請負状況等報告書（第１号様式）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより行わなければならない。

２　条例第２条第２項の規定による訂正は、訂正届（第２号様式）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより行わなければならない。

本条は、報告及び訂正の方法を定めるものである。

第１項は、条例第２条第１項の規定による報告の方法について規定するものである。

請負状況等報告は、請負状況等報告書（第１号様式）による書面又は別に議長が定める電子情報処理組織を使用する方法等により報告することになる。

第２項は、条例第２条第２項の規定による訂正の方法について規定するものである。

訂正は、訂正届（第２号様式）による書面又は別に議長が定める電子情報処理組織を使用する方法等により報告することになる。

なお、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法等については、例えば電子メールとする旨を議長の決裁により別に定めること等が考えられる。

（報告の一覧の訂正）

第３条　議長は、条例第３条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことのできるように字体を残さなければならない。

本条は、条例第３条の規定による報告の一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことのできるように字体を残さなければならないこと（いわゆる見え消しの方法）を定めるものである。

（報告等の閲覧）

第４条　条例第４条第２項の規定による閲覧（以下この条及び第６条において「閲覧」という。）は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して○日を経過する日の翌日から、議長が指定する場所において、議長が指定する時間中にすることができる。

２　議長は、前項に規定する場所及び時間を公表しなければならない。

３　閲覧に係る報告及び訂正は、第１項に規定する場所以外に持ち出すことができない。

４　閲覧に係る報告及び訂正は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

５　議長は、第１項及び前２項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

本条は、報告及び訂正の閲覧について定めるものである。

第１項は、閲覧の期間、場所、時間について規定するものである。

「○日を経過する日の翌日」については、各議会で報告及び訂正を処理するための事務処理期間を踏まえ、各議会で整理されたい。

第２項は、第１項に規定する場所及び時間の公表について規定するものである。

第３項は、議長が指定する場所以外に報告及び訂正は持ち出せないことを規定するものである。

第４項は、閲覧に係る報告及び訂正の取扱いについて規定するものである。

第５項は、第１項及び前２項の規定に違反する者の対応について規定するものである。

（報告等の写しの交付等）

第５条　条例第４条第２項の規定による写しの交付の請求は、複写申込書（第３号様式）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより行わなければならない。この場合において、写しの作成に要する費用は、当該請求をした者の負担とする。

本条は、報告及び訂正の写しの交付について定めるものである。

報告及び訂正の写しの交付請求は、複写申込書（第３号様式）による書面又は別に議長が定める電子情報処理組織を使用する方法等（例えば電子メール等）により請求することを規定するものである。

写しの作成に要する費用（実費）は、写しの交付を請求した者の負担とすることを規定するものである。なお、費用については、各議会の他の実費徴収の例により、必要に応じて規定することも考えられる。

（期限等の特例）

第６条　条例第２条第１項の規定による報告をすべき期限が、○○町（村）の休日を定める条例（○○年○○町（村）条例第○号）第○条に規定する休日（次項において「休日」という。）に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

２　第４条第１項の規定により閲覧をすることができる最初の日（以下この項において「閲覧開始日」という。）が、休日に当たるときは、その日の翌日をもって閲覧開始日とみなす。

本条は、報告及び閲覧の期限の特例について定めるものである。

第１項は、報告をすべき期限が町（村）の休日に当たるときは、その翌日を期限とみなすことを規定するものである。

第２項は、報告及び訂正の閲覧をすることのできる日が町（村）の休日に当たるときは、その翌日を閲覧開始日とみなすことを規定するものである。

附　則

（施行期日）

この規程は、令和○年○月○日から施行し、令和○年４月１日に始まる会計年度における請負から適用する。

附則は、施行期日を定めるが、この規程がどの会計年度から適用されるかを明確にするため、令和○年４月１日に始まる会計年度における請負から適用することを定めるものである。